

MACN メンバーのためのセネガル・カントリーガイド

このガイドについて

本ガイドの目的は、船舶通関のための港湾要件の概要を提供することにより、セネガルの港湾における港湾手続きの透明性を高めることである。本ガイドは、寄港前、入港時、出港時通関の各過程で当局が要求する書類の概要を示している。また、一般的な課題や実務の例も示している。本書は、MACN メンバーから提供された見識と専門知識に基づいている。

入港準備

港長に着岸予定の最新情報を伝えるため、入港時喫水と共に最新の ETA を毎日送信する。入港前に以下の書類を準備して送付し、到着時に更新した最新の印刷版を準備しておくこと。

Documents required *Prior to Arrival*:

- | | |
|--|---|
| ✓ Crew List (add Passenger List if applicable) (7 copies) | ✓ Firefighting Equipment Inventory (2 copies) |
| ✓ Last 10 Ports of Call (6 copies) | ✓ Bonded Store List (if not included in IMO Store Declaration) (2 copies) |
| ✓ Nil List (6 copies) | ✓ Copy ISSC Certificate (2 copies) |
| ✓ Cargo Manifest (48 hours before arrival) (4 copies) | ✓ Copy of SYNOPSIS Record (2 copies) |
| ✓ Ship's Particulars (3 copies) | ✓ List of all Certificates on Board (2 copies) |
| ✓ Crew Effects List (add Passenger effects if applicable) (2 copies) | ✓ Crew Vaccination List (add Passenger Vaccinations if applicable) (2 copies) |
| ✓ Crew and Vessel Cash List (add Passenger Cash List if applicable) (2 copies) | ✓ Sanitary Control Equipment Certificate Copy (2 copies) |
| ✓ IMO Ship Store Declaration (2 copies) | ✓ Medical Chest Certificate Copy (2 copies) |
| ✓ All Inventory Reports (2 copies) | ✓ Medicines List (2 copies) |
| ✓ Provisions List (if not included in IMO Store Declaration) (2 copies) | ✓ Narcotics List (2 copies) |
| ✓ Lashing Inventories (2 copies) | ✓ Expired Medicines & Narcotics List (2 copies) |
| ✓ Deck Store, Store List, Spare Part List (2 copies) | ✓ Waste Declaration (2 copies) |
| | ✓ Health Maritime Declaration (2 copies) |

入港時通関手続き

Inventory Report

Inventory report は、接岸時に正確な数量で更新する必要がある。これは以下の全ての inventory report に適用される：

- ✓ Bunker Report (非常用ディーゼルタンク、救命艇、焼却炉、救助艇のガソリン量、HFO 用オーバーフロータンクを含むこと)
- ✓ 油
- ✓ 化学物質
- ✓ 塗料
- ✓ シンナー
- ✓ グリース
- ✓ すべてのガス
- ✓ 発泡スチロール
- ✓ スペアパーツ

重要な確認事項

- ✓ 本船上のすべてのバンカー/オイル（タンク内、使用中、ドラム缶、缶）は、タンク名が特定されていない場合でも申告し、報告用紙（代理店から提供される）に記載された合計を注意深く確認すること。申告数量と在庫数量に相違がある場合、重い罰金につながるため、数量は正確に記入する必要がある。税関当局は、engine logbook に記載された ROB（燃料、ディーゼル、潤滑油）の申告と比較するため、本船の最後の燃料補給、日付、数量、1日の消費量に関する情報を求めてくる。機関長は申告数量を確認するため税関職員に同行して FO、DO、LO タンクの検査と測量を行うことが必要。
- ✓ 期限切れの医薬品、麻薬、食品を船内に置かないこと。
- ✓ すべての船舶証明書が有効であり、正式に裏書されていることを確認すること。
- ✓ すべての船員手帳 (CDC) に、署名の日付と本船スタンプが含まれていることを確認すること。
- ✓ すべてのパスポートに不備がないこと。黄熱病の予防接種が義務付けられているため、黄熱病証明書が適正であることを確認すること。
- ✓ 港内停泊中、ガス、オイル、ペンキの贈答、売買は禁止されている。これは当局も対象となる。
- ✓ 石油施設内での喫煙は厳禁である。
- ✓ すべての DG 貨物が、manifest および packing list を含む完全かつ適切な文書に添付され、IMDG コードの規則に従って適切なステッカーが貼られたコンテナであることを確認すること。これは、揚荷および輸送中のすべての貨物に適用される。
- ✓ 港内で何らかの活動（チップング、塗装、溶接、救命艇のテスト等）を行う場合、港長宛に許可を求める書簡があることを確認する。この書簡には、港長が到着時に船上で正式に署名する。

罰金と一般的な違反の例

揚荷完了時に貨物が不足または超過している場合、罰金が科されることに注意すること（米、砂糖、小麦、とうもろこし等の撒積み/袋詰め貨物）。

- 本船側が起用するサーベヤーがいない場合、過大なクレームが発生する可能性があるため、予防措置として、船主/用船者はタリーサーベヤーを起用する事が重要である。

以下は、最近提起された罰金の事例：

- ✓ 潤滑油の数値の誤申告
 - 当局は、申告書の数値とタンク内の実際の数量を照合し、追加申告や修正は認めないため、本船着岸後すぐに数値を更新することが不可欠である。
 - 罰金の計算方法は、貨物の現地市場価格の 4 倍である。
- ✓ 入国管理に関する罰金
 - すべての船員手帳には、乗船日、乗船場所が明記され、署名、押印されていなければならない。乗組員は、すべての情報に対応しなければならない。
 - 遵守されない場合、罰金が科される。